

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表霧島市立日当山春光園の項を削る。

第 4 条中「、日当山春光園の入所定員は 50 人」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき霧島市立養護老人ホーム日当山春光園を民営化することから、同園を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。